

最近の官庁営繕行政について

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 営繕事業における働き方改革の主な取組
3. 営繕事業における生産性向上技術の活用
4. 官庁施設におけるポテンシャル（性能）評価
5. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組
6. 霞が関地区の主な整備状況

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）

を受けた取組状況（R8.7時点）

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。

答申 IV. 当面実施すべき施策	主な取組	継続的な見直し、発注者の理解促進等を図る
(1) 発注者の役割の理解の促進	「公共建築工事の発注者の役割」解説書の作成・公表 (H29.6 第一版、H30.10 第二版、R3.7 第三版、R7.12 第四版)	
(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等	技術基準等の整備・活用の促進 技術基準等の改定 公共建築工事標準仕様書等（R7.3） 公共建築工事積算基準類（R7.12、R8.3） 技術基準等に関する概要、官庁営繕のQ&A、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」解説・パンフレット等（R7.3）の作成 人材育成の促進 公共建築工事に関する研修についての情報提供 発注者の業務内容に関する情報提供 「営繕事業における働き方改革の取組について」の公表	
(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備	公共建築相談窓口における対応 外部機関の活用に関する環境の整備 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」の作成・公表（R元.6）	
(4) 発注者間の協力や連携の促進等	「全国営繕主管課長会議」等の開催 「公共建築物（庁舎）におけるZEB事例集」の作成・公表（R4.3） 「公共建築物におけるZEB事例研究」の作成・公表（R6.6） 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の改定（R7.7） 「建築物等の利用に関する説明書作成例（木造編）」の作成・公表（R8.6）	
上記(1)～(4)共通	ポータルサイトの開設（H29.4）	

○「公共建築工事の発注者の役割」解説書は、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)に示された公共建築工事の発注者の役割に関する解説や国土交通省の官庁営繕事業における運用事例等を示したもの。(平成29年6月第一版、平成30年10月第二版、令和3年7月第三版を作成。)

○令和7年12月に第三次・担い手3法が全面的に施行される等、公共建築工事にまつわる動向等を踏まえ改訂。

主な解説事項

1. 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

- ・ 公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比
- ・ 国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保
- ・ 地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申
- ・ 品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整
- ・ 建築士が適切に業務を実施できるための配慮
- ・ 品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定
- ・ 民間市場の動向の発注条件、予定価格への適切な反映

2. 公共建築工事における発注者の役割

(1) 企画立案等に関する事業部局との連携

- ・ 事業部局に対する技術的な助言
- ・ 事業の合理性や経済性の確保
- ・ 事業の実施の優先順位や緊急性の評価

(2) 公共建築工事の発注と実施

1) 諸条件の把握と発注条件の取りまとめ

- ・ 潜在的な諸条件の把握
- ・ 必要な事前調査
- ・ 改修工事において、工事の段階で行うことが合理的な調査
- ・ 設計者としての善良な管理者としての注意義務
- ・ 必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件

【主な改訂内容】

○公共建築工事にまつわる動向を踏まえた更新

- 令和6年1月 業務報酬基準(改正)
- 令和6年3月 工期に関する基準(改定)
- 令和7年7月 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(改定)
- 令和7年12月 第三次・担い手3法(全面施行) 等

○官庁営繕における最近の新たな取組の記載を追加

- ・ 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項の整理(令和5年3月)、事例解説の作成(令和7年3月)
- ・ 工事関係書類作成の一層の効率化(令和5年3月、令和6年3月) 等

2) 設計業務、工事等の発注と実施

- ・ 最も適した設計者、施工者の選定
- ・ 成績評定の発注者間での相互利用
- ・ 業務内容、工事内容に応じた適正な予定価格の設定
- ・ 設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注
- ・ 工事監理業務の適切な発注
- ・ 設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話
- ・ 発注条件の変更に当たっての事業部局の協議
- ・ 契約変更の適切な実施
- ・ 追加の調査・試験等
- ・ 工事の段階における既存建築物の状況確認
- ・ 建築物の使い方等の適切な伝達
- ・ 発注と実施に関する説明責任

2. 営繕事業における働き方改革の主な取組（令和8年度）

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
-------------	---

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和8年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

多様な働き方の支援

- 労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、引き続き週休2日※を前提に工期を設定。

※工期における全ての週において、原則として土曜日・日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことをいう。

- 工事受注者が変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、実施。

工事における猛暑対策の拡充

- 「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、次の取組を追加。

- ・受発注者間の協議を通じた、猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避
- ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案の評価
- ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増 等

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底〔営繕積算方式〕

- 労務費等が確保されるよう、「営繕積算方式」について、以下の取組を追加。

- ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入(歩掛りにおいて作業休止時間等も考慮)
- ・実態調査の結果を踏まえ、一般管理費等率や専門工事業者等の諸経費の率を見直し

業務における余裕期間制度・スライド制度の試行

- 建築設計業務を対象に、余裕期間制度(フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式)を試行的に導入。
- 昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、建築関係建設コンサルタント業務においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する業務からスライド制度(業務スライド)を試行導入。

建設工事における猛暑対策について、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組をとりまとめた「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」(令和7年12月)を踏まえ、営繕工事において以下に掲げる猛暑対策に取り組む。

1. 猛暑期間・猛暑時間の作業回避

- 猛暑期間を回避した工事発注
 - ・猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
 - ・熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整 ※
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注
 - ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の検討に当たり、営繕工事の特性を踏まえた休工の効果について、業界要望等を把握 ※
- 猛暑期間・猛暑時間における現場施工回避
 - ・猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避について、受発注者間で協議 ※
- 適切な設計図書の作成
 - ・適切な設計図書の作成により工程の遅延等を防ぎ、猛暑期間・猛暑時間の現場施工回避を実現

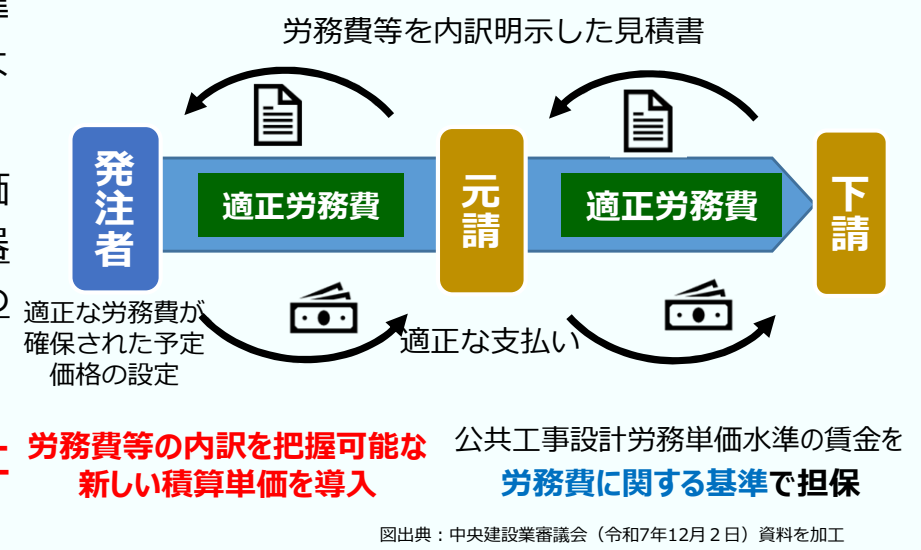
2. 効率的な施工、作業環境の改善

- 生産性向上技術の活用
 - ・生産性向上技術の積極的な活用による省人化や現場施工の効率化
- 作業環境の改善
 - ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案を評価 ※

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

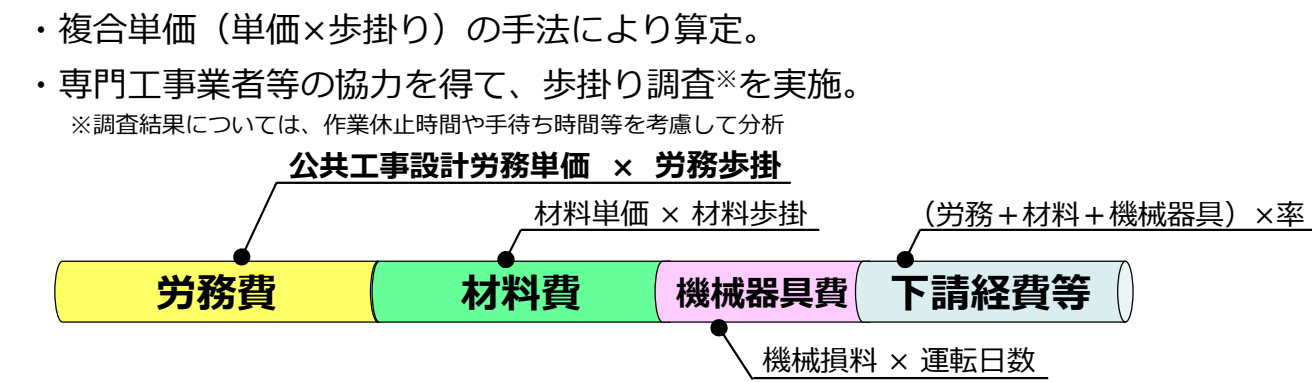
- 熱中症対策に係る経費
 - ・「一般的な熱中症対策」に係る費用を当初の工事費に計上
 - ・「一般的なものの以外の熱中症対策」に係る費用について、受発注者間で協議の上、設計図書の変更により計上
- 直接工事費
 - ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算(試行)を実施 ※

- 第三次・担い手3法に基づき、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とし、中央建設業審議会より「**労務費に関する基準**」が勧告された。（令和7年12月）
 - 公共工事の発注者には、民間工事が大半を占める建築工事において実勢価格を的確に把握するために導入された市場単価（労務費、材料費、機械器具費、下請経費等が一式となった単価）についても、その内訳把握が求められている。
- ▼
- 複合単価と市場取引の調査結果を組み合わせた新しい積算単価「**単位施工単価**」を導入。**労務費等の内訳が把握可能に。**



単位施工単価

○代表的な規格・仕様の単価（ベース単価）



歩掛り調査にはデータの収集分析に時間と労力を要する課題があるため、代表的な規格・仕様を対象に実施。
市場取引の調査結果を活用し、さまざまな規格・仕様の単価を整備。

○その他の規格・仕様の単価（シフト単価）

- ・元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果を活用し、ベース単価を調整して算定。
- ・その内訳の労務費相当額は、ベース単価の労務比率より算出可能。

公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）が確保されていることが、発注者の積算において明確になる

3. 営繕事業における生産性向上技術の活用

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。

※2 Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、指定項目を設定。

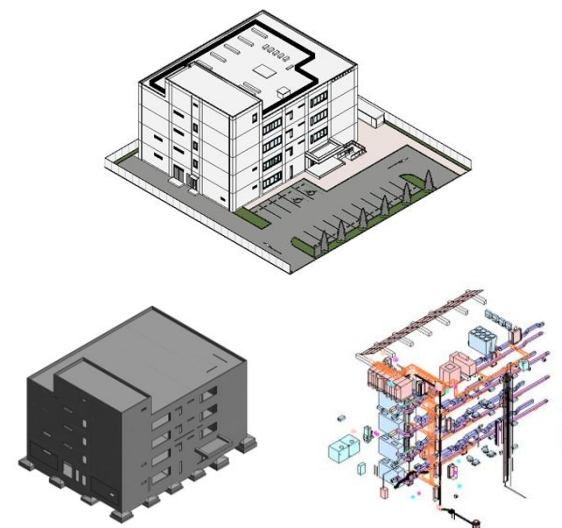
(具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。)

全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。

- ・BIM伝達会議において工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

●BIMデータを活用した積算業務（試行）

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「**BIM連携積算**」を試行。



「営繕BIMモデル」

(Revit版：令和6年10月、Archicad版：令和7年9月公開)
(指定項目への対応を基本とした総合、構造、設備のBIMデータ例)

デジタル技術を活用した監督・検査の試行

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。

従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

●デジタル配筋検査（試行）



(従来) マーキング、メジャーの設置



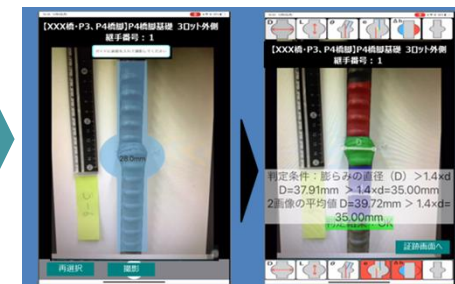
対象物を撮影

検査結果
(判定結果＋計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査（試行）



(従来) SYゲージによる計測



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果＋計測値)

4. 官庁施設におけるポテンシャル(性能)評価

○官庁施設の約6割が築後30年を超えており、その多くが今後改修や更新の時期を迎えることから、**必須性能**(安全上・業務遂行上の著しい問題が生じる項目)と**付加的性能**(使い勝手や運用上の制約が生じる項目)の2つの観点における課題の度合いに応じて、**更新を優先的に検討する施設**と**長寿命化を優先的に検討する施設**を整理するための**評価**を行っています。

ポテンシャル(性能)評価の方法

(1) 対象

大規模修繕の検討が必要となる時期を考慮して、**築後25年以上を経過した合同庁舎**

(2) 評価時期

地方整備局等の営繕職員が営繕工事の企画・立案等のために実施している**施設の実態調査にあわせて実施**

(3) 評価方法

評価対象施設の**必須性能**と**付加的性能**について、**項目ごとに課題の度合いを評価**して点数化し、それぞれ総合点を算定する。

①必須性能評価の総合点が100点以上

更新の時期にある可能性が高いため更新を優先的に検討する

②付加的性能評価の総合点が100点以上(①の施設を除く)

個別施設の実情に応じた対応を検討する

(長寿命化のための老朽化対策を行う場合は、検討の進捗により必要に応じて、コスト、耐用年数、確保できる性能等を総合的に考慮して検討を行う)

③必須性能評価・付加的性能評価の総合点のいずれも100点未満

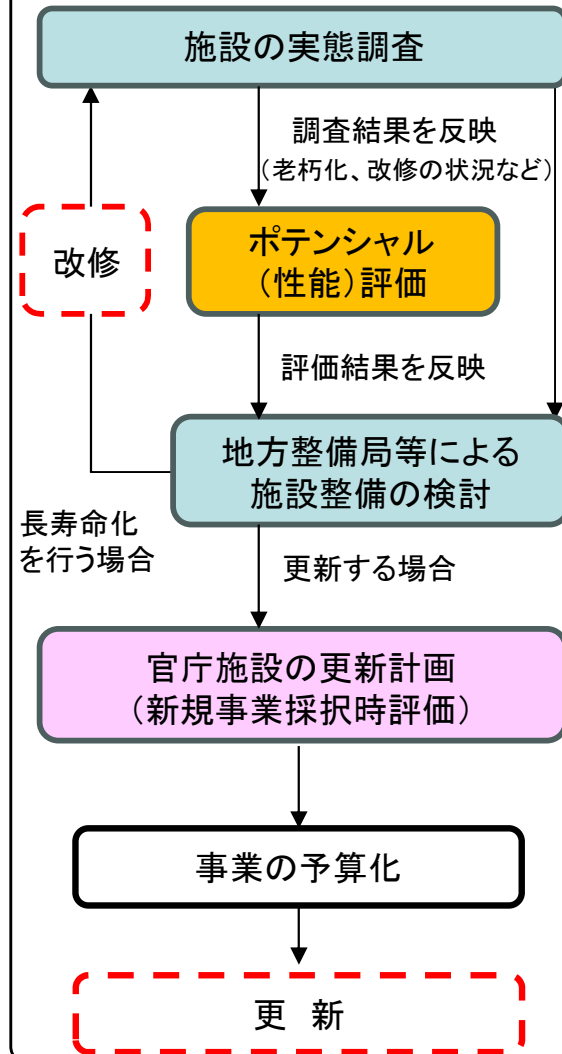
長寿命化して長く使う価値があると考えられ、必要に応じ、個別施設の実情に応じた対応を検討する

(必須性能評価の総合点が高いものではできる限り早期の改善を要する一方で、改善を要する課題が多く長寿命化のための老朽化対策を行うより更新に合理性がある場合も考えられるため、更新する場合と長寿命化を行う場合のいずれがより合理的か、検討の進捗により必要に応じて、コスト、耐用年数、確保できる性能等を総合的に考慮して検討する)

必須性能評価		付加的性能評価	
安全上・業務遂行上の著しい問題が生じる項目を評価		使い勝手や運用上の制約が生じる項目を評価	
評価項目	立地の被災リスク	評価項目	立地の利便性
	老朽		環境負荷低減性
	狭あい		周辺環境保全性
	施設の不備 (防災機能に係る施設の不備を除く)		防犯性
	防災機能に係る施設の不備		ユニバーサルデザイン
	利用安全性		室内環境性
	敷地の不良		耐用性
			保全性
			分散

		必須性能評価		
		(課題の大きさ)		
付加的 性能 評価	(課題の 大きさ)	小	中	大
		100点		
		③ 必須性能評価100点未満 付加的性能評価100点未満	② 付加的性能評価 が100点以上	① 必須 性能 評価が100 点以上

今後の活用イメージ



2050年カーボンニュートラルに向けた取組のほか、官庁施設における**環境負荷低減**の推進、各府省庁が行う**温室効果ガス排出削減への技術的支援**等を行う。

2050年カーボンニュートラルに関する政府の動向

- 令和2年10月「2050年カーボンニュートラル」を宣言
- 令和7年2月 地球温暖化対策計画、政府実行計画※が閣議決定
- ※ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

2050年カーボンニュートラルに関する官庁営繕部の取組

■官庁施設における建築物LCCO₂評価の推進

○令和7年4月に関係省庁連絡会議により決定された「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」において、国が建設する庁舎等において**建築物LCCO₂評価を先行実施**するとされたことを踏まえ、令和7年度から**新築官庁施設の設計段階において、LCCO₂の算定を試行**

LCCO₂ : 建築物のライフサイクル全体を通じたCO₂等

■ZEB化の推進

- 政府実行計画において「2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す**」ことが決定
- 新築官庁施設については、**原則 ZEB Oriented相当以上**
- 名古屋第4地方合同庁舎（令和8年3月完成）で**新築合同庁舎初のZEB Ready達成**



名古屋第4地方合同庁舎

ZEB Oriented : **30%~40%以上**の省エネ等を図った建築物 ZEB Ready : **50%以上**の省エネを図った建築物

■官庁施設の環境保全性基準の改定

- 建築物のエネルギー消費性能の水準の引上げとLCCO₂評価の追加を検討中**
- 令和9年3月に改定を予定**

■営繕工事における低炭素型コンクリート試行工事

- 受注者が希望する場合に外構工事で使用するプレキャストコンクリート製品を対象

■太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

- 官庁施設を新築する場合に太陽光発電等の導入を推進

官庁施設における環境負荷低減の推進

自然エネルギーの利用

- ・太陽光発電
- ・自然換気
- ・自然光利用

エコマテリアル

- ・VOC対策の徹底
- ・木材利用
- ・リサイクル材料の利用

長寿命

- ・大部屋方式、乾式間仕切り等の採用で内部機能の変化に対応

自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- ・雨水利用

適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生抑制
- ・建設発生土の適正処理

エネルギー・資源の有効利用

- ・LED照明 ・昼光利用
- ・初期照度補正
- ・人感センサ
- ・高効率熱源
- ・変風量制御
- ・変流量制御
- ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化・最適化

負荷の低減

- ・断熱性、気密性の向上
- ・庇等による日射の遮断
- ・高性能ガラス
- ・複層ガラス

雨水利用の推進

雨水の利用の推進に関する法律（平成26年5月1日施行）に基づき定められた以下の目標により官庁施設における**雨水の利用を推進**

■国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標（H27.3閣議決定）

建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

政府実行計画に基づく
各府省庁への技術的支援

- 各府省庁へ省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供、施設整備における省エネルギー対策、施設の運用改善に関する**技術的な支援・助言を実施**

5. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組（木材利用）

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名が変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）され、法の対象が、公共建築物から建築物一般に拡大。また、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を推進

官庁営繕部における取組

- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する
- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）

公共発注機関における木材利用のための環境整備

- 技術基準類の整備 : 公共建築木造工事標準仕様書、木造計画・設計基準 等
- 多様な木造化に向けた取組 : 試設計例・事例集の公表 等
- 人材の育成 : 研修の実施（国土交通大学校）等

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



網走水鳥・湿地センター展示施設



北海道森林管理局
森林技術・支援センター

○ 内装等の木質化



松江法務総合庁舎
メインエントランス

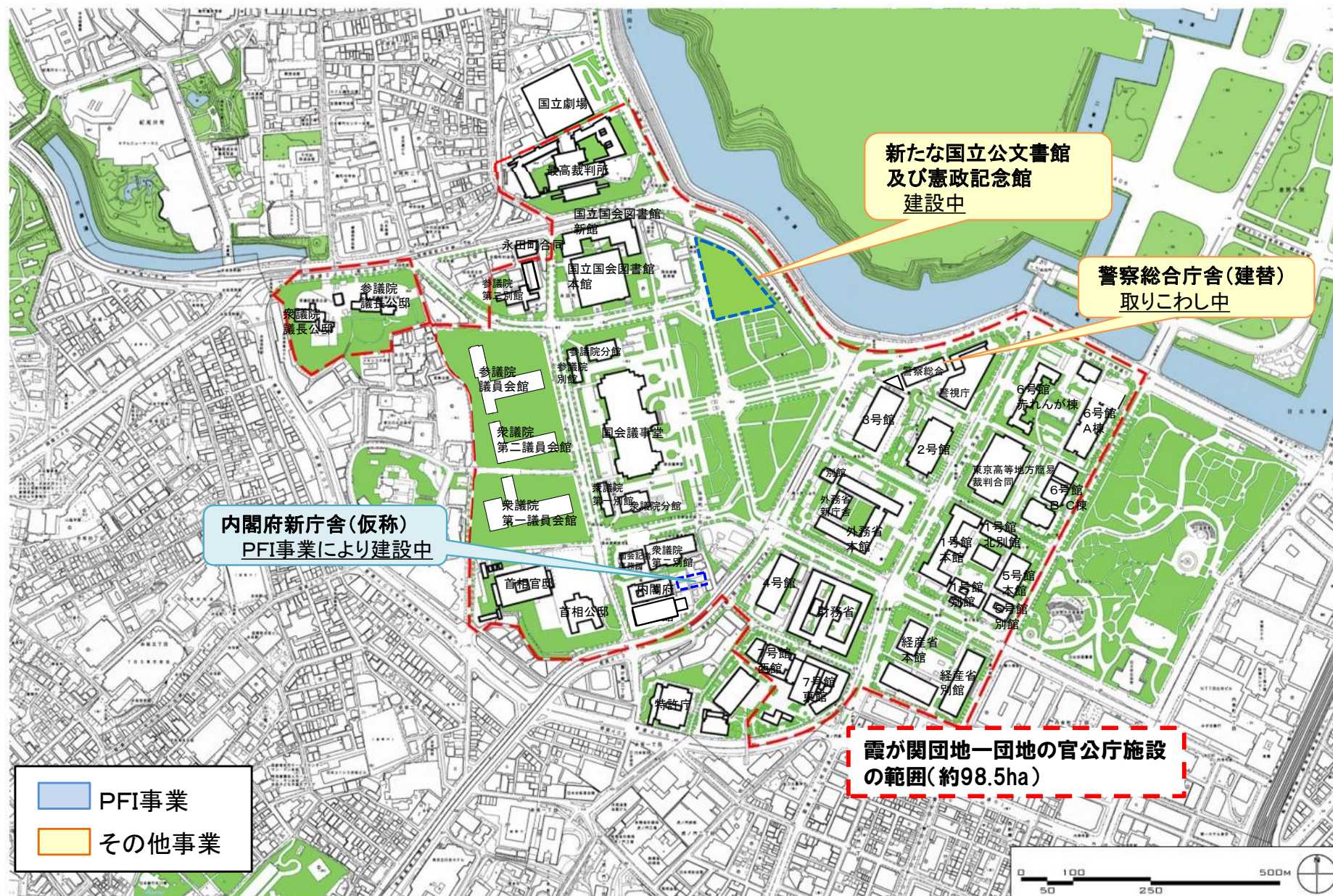


国立アイヌ民族博物館

各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

6. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。内閣府新庁舎(仮称)、新たな国立公文書館及び憲政記念館は建設中。



○主要事業の概要

■新たな国立公文書館及び憲政記念館

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」を新たに整備

事業概要

場所: 千代田区永田町(国会前庭)

階数: 地上3階地下4階

面積: 約42,300㎡

(憲政記念館・駐車場を含む面積)

スケジュール:

H30年度～ 設計

R3年度～ 埋蔵文化財調査、
憲政記念館取りこわし、
建設工事

(R3年度 憲政記念館代替施設完成)

設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

○霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画

- ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和
国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。
- ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承
憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。

○霞が関地区の良好な景観形成

- ・地区全体の景観形成への配慮
皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画
- ・緑の連続性への配慮
西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保



国立公文書館 北側からの鳥瞰



国立公文書館(左)及び憲政記念館(右)西側外観

○主要事業の概要

■警察総合庁舎

○警察総合庁舎は、所要の耐震性能を有しておらず、また、狭隘であること、経年による老朽化が著しい等の理由から、改築(現地建替)するものである。

事業概要

場所: 千代田区霞が関2-1-1

階数: 地上14階地下1階

面積: 約45,800㎡

スケジュール:

R3年度～ 設計

R8年度～ 旧庁舎取りこわし、
建設工事



警察総合庁舎

中央合同庁舎
第3号館

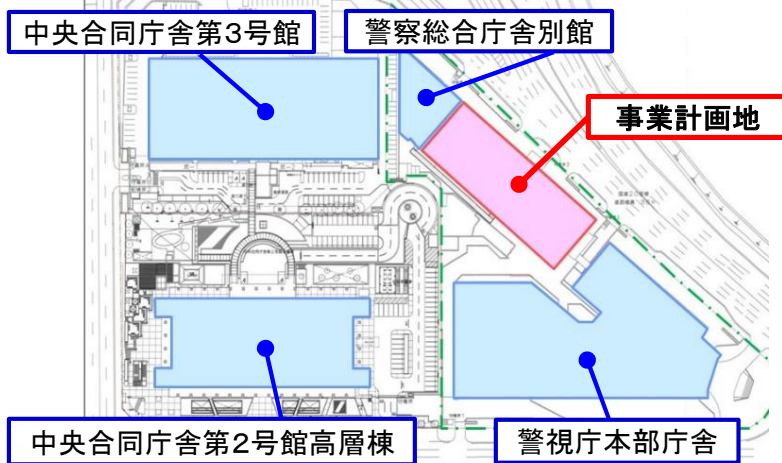
外観(実施設計段階)



警視庁本部庁舎

警察総合庁舎

外観(実施設計段階)



中央合同庁舎第3号館

警察総合庁舎別館

事業計画地

中央合同庁舎第2号館高層棟

警視庁本部庁舎

新庁舎計画地

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある

○主要事業の概要

■内閣府新庁舎(仮称)

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年) 附帯決議(※)を踏まえ、内閣府にて施設整備を決定

(※)各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと

事業概要

事業方式:PFI事業(BTO方式)

事業内容:新庁舎の整備(付属施設を含む)、
内閣府庁舎等の改修等、
新庁舎、内閣府庁舎、8号館等の維持管理・運営

場所:東京都千代田区永田町1-6-1他

階数:地上12階地下2階 面積:約23,530㎡

スケジュール:R2年度 PFI事業契約締結

R9年度 施設完成予定

R21年度 PFI事業終了予定

※現在、新庁舎を建設中



地理院地図Vectorを加工して作成

新庁舎計画地



外観(実施設計段階)

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある